

パートナーシップ・ファミリーシップ制度 愛知県内自治体間連携について

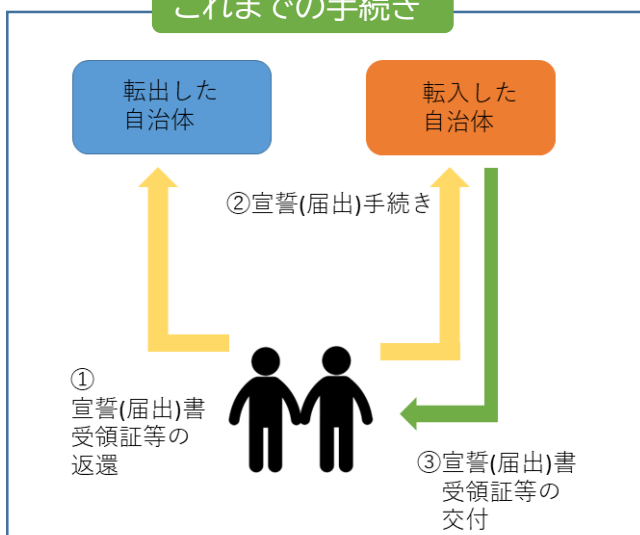
清須市では、様々な理由により婚姻制度を活用できない方々の不安や困難の解消を図るとともに、一人ひとりの個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、清須市ファミリーシップ宣誓制度を導入しております。

愛知県内で同様の制度を実施している33自治体(令和6年8月1日時点)で連携をして、転居時に必要となる手続きを簡素化しています。

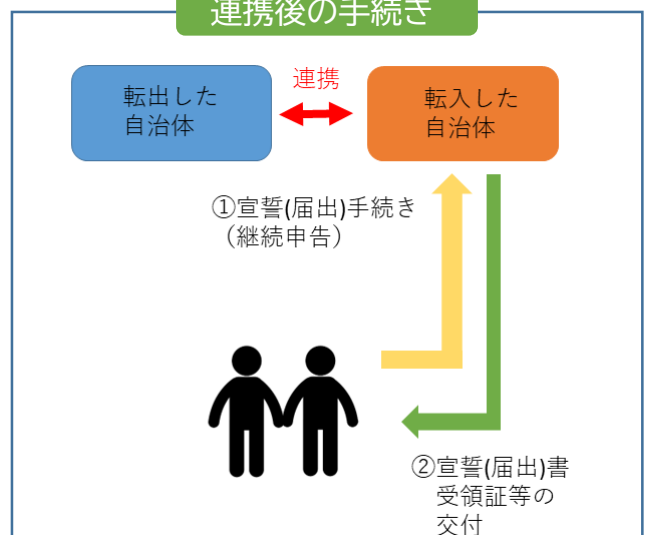
連携自治体

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市
豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市
新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市
豊明市 日進市 田原市 清須市 みよし市 長久手市 豊山町
大口町 扶桑町 東浦町 武豊町 幸田町

これまでの手続き



連携後の手続き



- ・簡素化される手続きについては自治体によって異なります。
- ・自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- ・手続きの詳細については、裏面に記載している自治体へお問い合わせください。

【お問合せ先】

自治体	制度名称	担当部署	電話番号
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	男女平等参画推進課	052-972-2234
豊橋市	豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	市民協働推進課	0532-51-2188
岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	多様性社会推進課	0564-23-6222
一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	政策課	0586-28-8952
半田市	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	0569-84-0609
春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	多様性社会推進課	0568-85-4401
豊川市	豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	人権生活安全課	0533-89-2149
豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言(※1)	とよた男女共同参画センター	0565-31-7780
安城市	安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度(※1、※2、※3)	市民協働課	0566-71-2218
西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	地域つながり課	0563-65-2178
蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	協働まちづくり課	0533-66-1179
犬山市	犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	多様性社会推進課	0568-44-0343
江南市	江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	市民サービス課	0587-54-1111
小牧市	小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	多世代交流プラザ	0568-71-9842
新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度(※3)	市民自治推進課	0562-23-7697
東海市	東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	市民協働課	052-603-2211
大府市	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	こども若者女性課	0562-85-3320
知多市	知多市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	子ども若者支援課	0562-36-2657
知立市	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	協働推進課	0566-95-0144
尾張旭市	尾張旭市ファミリーシップ制度(※1、※2、※3)	多様性推進課	0561-76-8125
高浜市	高浜市パートナーシップ宣誓制度(※4)	総合政策グループ	0566-95-9501
豊明市	豊明市パートナーシップ宣誓制度(※2)	共生社会課	0562-92-8306
日進市	日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	市民協働課	0561-75-1682

【お問合せ先】

自治体	制度名称	担当部署	電話番号
田原市	田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	企画課	0531-23-3507
清須市	清須市ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	企画政策課	052-400-2911
みよし市	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	協働推進課	0561-32-8025
長久手市	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	観光商工課	0561-56-0641
豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	企画課	0568-28-0913
大口町	大口町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1)	地域協働課	0587-95-1691
扶桑町	扶桑町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2)	地域協働課	0587-92-4111
東浦町	東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	住民自治課	0562-83-3111
武豊町	武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(※1、※2、※3)	企画政策課	0569-72-1111
幸田町	幸田町パートナーシップ宣誓制度	企画政策課	0564-62-1111

運用開始日:令和6年8月1日(木)

- ※1. パートナーお二人のほかに、希望すればお子さん等の名前も記載することが可能な制度です。
- ※2. 事実婚のお二人も利用可能な制度です。
- ※3. お二人のうちどちらかお一人が当該自治体にお住まいならば利用可能な制度です。
自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合がございます。
- ※4. 高浜市は令和6年10月1日(火)より自治体間連携の運用を開始する予定です。

清須市への手続きについては、清須市ホームページをご確認ください。

清須市ファミリーシップ宣誓制度

検索

作成:清須市企画部企画政策課市民協働係
電話:052-400-2911(内線1951) メール:kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp